公　　告

DHCP サーバーの調達にあたり、事後審査型制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６第１項及び大口町契約規則（昭和５４年大口町規則第６号）第７条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月８日

大口町長　　鈴木雅博

１　入札に付する事項

(1) 調達案件名

DHCP サーバー

(2) 調達案件の仕様等

別に仕様書で示すとおり

(3) 納品場所

大口町役場

(4) 契約期間

契約締結日から令和８年１２月２５日まで

(5) 実施方法

本案件の入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子入札システム」という。）にて行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、事前に大口町の承認を得た者に限り、紙による入札書等の提出により入札に参加することができる。

２　入札に参加する者に必要な資格及び条件

本案件の制限付一般競争入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 令第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

(2) この公告の日において、令和８・９年度大口町物件等入札参加資格者名簿において、「01 物品の製造・販売」のうち「30：通信機器」「31：電算機器」のいずれかが希望業種（営業品目）として登録されている者であること。

(3) 令和３年４月１日以降に、官公庁民間問わず日本国内の者に対し、上記の登録業種における物品の調達について、目的物を引き渡した実績を有すること。

(4) 大口町業者指名停止措置要領（平成１５年大口町訓令第２号）に基づく指名停止の措置をこの公告の日から落札決定の日までの間に受けていない者であること。

(5) この公告の日から落札決定の日まで間において、当町より「大口町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年７月２４日付け大口町長・大口町教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者に

ついては、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。

3　契約条項を示す場所

大口町役場総務部行政課

4　案件に関する事項

(1) 案件の確認期間

令和８年４月８日（水）正午から令和８年４月２８日（火）午後６時まで

(2) 確認方法

電子入札システム稼働時間内に、電子入札システムにより案件情報詳細を確認する。

(3) 現地調査

現地調査を希望する場合、現地調査依頼メールを入札公告１１ (1)に記すアドレス宛に送付すること。この時、メールの件名は「【業者名】現地調査依頼」とし、本町が決定した時間に行うものとする。

➢調査可能期間

令和８年４月９日（木）から令和８年４月２１日（火）まで

➢調査可能時間

午前１０時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時を除く）

➢調査可能場所

本庁舎サーバー室

(4) 質疑書提出期間及び提出方法

令和８年４月２１日（火）午後５時までに、入札公告１１ (1)に記すアドレス宛にメールにて送付すること。この時、メールの件名は「【業者名 DHCP サーバー」とすること。

(5) 質疑書回答日及び回答方法

令和８年４月２４日(金)午後５時までに電子入札システムに回答をアップロードする。

5　入札に関する事項

(1) 入札受付期間

令和８年４月２７日（月）午前８時から令和８年４月２８日（火）午後６時まで

(2) 納品実績書

納品実績書は、入札情報サービスに掲載されている様式を使用することとし、入札公告２ (3) に記す納品実績を記載して、入札書提出時に電子入札システムで添付して提出すること。また、その実績を証する書面（原則として契約書の写し）を添付すること。なお、ファイルの添付ができない場合は、入札公告１１(2)に記すアドレス宛にメールにより提出すること。

(3) 積算内訳書

積算内訳書は、入札情報サービスに掲載されている様式を使用することとし、必要事項を記載して、入札書提出時に電子入札システムで添付して提出すること。

(4) 開札日時及び場所

令和８年４月３０日（木）午前８時３０分　大口町役場 総務部行政課

6　入札に関する指示事項

(1) 契約者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てた金額）をもって契約価格とするので、応札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) その他入札の執行は、大口町電子入札実施要領により行う。

(3) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者候補者とする。

(4) 落札候補者が２名以上存在する場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いて、落札者候補者を決定する。

(5) 予定価格に達しなかった場合は、再入札（１回目）となるため、開札当日は電子入札の担当者を待機させる等、注意する。

(6) 落札候補者が入札公告２に示す入札参加資格の要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該資格の要件を満たしている場合は落札者とし、満たしていない場合は次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまでこれを行う。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

(7) 本件における落札者との契約について、大口町は、ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス株式会社が提供する電子契約サービスを利用した電子契約の締結を希望する。入札時に、納品実績書及び積算内訳書に加えて、電子契約利用申出書を提出すること。

７　入札保証金

大口町契約規則第１１条第２号の規定に基づき免除

８　契約保証金

大口町契約規則第３４条第３号の規定に基づき免除。

ただし、提出された納品実績書において、国又は地方公共団体等（地方公共団体、公社、公団、事業団、独立行政法人をいう。）発注の物品の調達について、目的物を引き渡した実績を有することが確認できない場合には、契約金額の１０分の１以上の納付を必要とする。

９　契約書作成の要否

要

１０　入札の無効

(1) 本公告に示した入札に参加する資格がない者及び申請書又は資料等に虚偽の記載を行った者の入札は無効とする。

(2) 大口町入札心得書第１７条及び大口町電子入札実施要領第１４条の規定に該当する入札は無効とする。

１１　問い合わせ先

(1) 案件に関する問い合わせ先（質疑送付先）

大口町総務部行政課　電算グループ

電話０５８７－９５－１６９９（ダイヤルイン）

MAIL：densan@town.oguchi.lg.jp

(2) 入札に関する問い合わせ先

大口町総務部行政課　設計契約グループ

電話０５８７－９５－１６９９（ダイヤルイン）
MAIL：gyousei@town.oguchi.lg.jp